

# 倫理規程

---

株式会社K2インターナショナルジャパン

施行 令和4年 8月 1日

|                    |   |
|--------------------|---|
| 第1条 (目的).....      | 2 |
| 第2条 (適用).....      | 2 |
| 第3条 (基本的態度).....   | 2 |
| 第4条 (禁止行為).....    | 2 |
| 第5条 (借名行為の禁止)..... | 2 |
| 第6条 (共謀等の禁止).....  | 2 |
| 第7条 (報告).....      | 2 |
| 第8条 (事情説明).....    | 3 |
| 第9条 (懲戒).....      | 3 |
| 第10条 (監督責任).....   | 3 |
| 第11条 (改廃).....     | 3 |

## 第1条 (目的)

1. この規程は、株式会社 K2 インターナショナルジャパン (以下「会社」) の理念に基づき、その使命を十分に自覚しつつ会社のビジョンに向かって業務を遂行するために、この倫理基準について定めるものとする。

## 第2条 (適用)

1. この規程は、会社に就任している役員、及び会社に雇用される従業員 (以下「役職員」という) に適用する。

## 第3条 (基本的態度)

1. 役職員は、会社の一員であることを常に自覚し、私利私欲からではなく誰からも透明感ある態度で業務を遂行しなければならない。いかなる理由があれ、会社の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

## 第4条 (禁止行為)

1. 役職員は、どのような理由があっても、又、どのような状況にあっても、次に掲げることをしてはならない。

- ① 法律に違反すること
- ② 社会倫理,社会道徳に反する行動をすること
- ③ 会社の利益に反する行為をすること
- ④ 職務上の地位、権限を利用して個人的な利益を図ること
- ⑤ 取引先から社会常識を超える接待、贈答を受けること
- ⑥ 会社の秘密および経営上重要な情報を洩らすこと
- ⑦ 社内の情報を不正に利用すること
- ⑧ 他の役職員の基本的人権を侵害すること
- ⑨ 他の役職員を差別的に取り扱うこと
- ⑩ 他の役職員に性的な嫌がらせを行うこと
- ⑪ 取引業者等に対し、社会常識を超える接待、贈答をすること
- ⑫ 反社会的勢力に利益を与えること

## 第5条 (借名行為の禁止)

1. 役職員は、前条に掲げる行為を他人名義で行ってはならない。

## 第6条 (共謀等の禁止)

1. 役職員は、第4条に掲げる行為を他の役職員と共謀し、又は他の役職員に教唆煽動してはならない。

## 第7条 (報告)

1. 役職員は、次に掲げる場合は、直ちに会社に報告しなければならない。

- ① 自ら第4条、第5条又は第6条に掲げる行為を行ったとき
- ② 他の役員・役職員が第4条、第5条又は第6条に掲げる行為を行っていることを知ったとき

2. 前項の報告は、会社に雇用される従業員については、就業規則等の規定に従い所属長経由で社長に文書で報告しなければならない。又、会社の役員に就任する者は、直接社長に文書で報告し

なければならない。

#### **第8条（事情説明）**

1. 役職員が前条に該当するとき、又はこの規程に違反する行為を行ったとき、又は違反する行為を行っているという疑惑が発生したときは、会社はその役職員に対し、事情説明を求めることがある。
2. 会社から事情説明を求められた役職員は、会社に対し誠実に事実を説明しなければならない。
3. 事情聴取に当たり、会社は役職員のプライバシーに十分配慮するものとする。

#### **第9条（懲戒）**

1. この規程に違反した役職員は、懲戒処分に付する。この場合、会社に雇用される従業員の場合は、就業規則等の懲戒処分規定に従い、会社の役員に就任する者は、役員会においてその処分を決定するものとする。

#### **第10条（監督責任）**

1. 会社に雇用される従業員がこの規程に違反して懲戒処分を受けたときは、事情によりその所属長も監督不行届の理由で懲戒処分に付することがある。ただし、その防止につき必要な措置を講じたとき、又はやむを得ず講ずることができなかつたときは、この限りではない。

#### **第11条（改廃）**

1. この規程の改廃は、法律の改正、社会情勢の変動により変更、又は廃止する場合がある。

施行 令和4年 8月 1日